

特定非営利活動（NPO）法人ごうどスポーツクラブ運営規則について

【 第1章 総則 】

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ごうどスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県安八郡神戸町大字神戸
1202番地に置く。

【 第2章 目的 】

(目的)

第3条 この法人は、老若男女を問わず、地域住民が気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目指し、スポーツ活動の支援に関する事業を行い、地域住民の健全な心身の保持とコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

【 第3章 会員 】

(種別)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、プロジェクトスタッフをもって特定非営利種加進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) プロジェクトスタッフ

第10条(1)から(6)の役員、委員会委員長・副委員長、及びチーフディレクターが特に委嘱した者とする。

(2) 一般会員

(1)以外の会員及びビジター会員

(入会)

第5条 会員の入会にあたっては、この法人が定める入会申込書により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の会費とは、会員が納める次のものをいう。

(1) 年会費

(2) 受講料・参加料

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して1年以上年会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、除名することができる。

(1)この法人の規則等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。ただし、受講料・参加料については返還する場合がある。

【 第4章 役員、委員会、顧問、指導者、及び職員 】

(役員)

第10条 当法人には、次の役員を置く。()内は略称。

(1) チーフディレクター（CD）

(2) バイスチーフディレクター（VCD）

(3) マネジングディレクター（MD）

(4) バイスマネジングディレクター（VMD）

(5) フィナンシャルマネジャー（FM）

(6) オーディター

(役員の選任等)

第11条 前条役員は総会において選任する。

2 オーディターは、他の役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 チーフディレクターは、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 バイスチーフディレクターは、チーフディレクターを補佐し、チーフディレクターに事故あるとき又はチーフディレクターが欠けたときは、その職務を代行する。

3 マネジングディレクターは、チーフディレクターの命を受けて、本クラブの会務を執行する。また、事務局を総括し、本クラブの事務を司る。

4 バイスマネジングディレクターは、マネジングディレクターを補佐し、マネジングディレクターに事故あるときはその職務を代行する。

5 フィナンシャルマネジャーは、本クラブの会計事務を処理する。

6 オーディターは、次に掲げる職務を行う。

業務執行の状況を監査すること。および、財産の状況を監査し不正行為又は法令・定款・この規則に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(役員の任期等)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(委員会)

第14条 当法人には、この法人の運営のため、次の委員会を設置する。

(1) スクール・教室委員会

(2) サークル委員会

(3) 指導委員会

(4) イベント委員会

(5) 広報委員会

(6) マネジメント委員会

(7) フィットネスルーム委員会

2 各委員会は、当法人の目的達成のためにそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 各委員会は、委員長1名、副委員長1名以上及び委員若干名をもって構成する。

4 委員長は、委員会を総括し、その協議内容をスタッフミーティングに報告し、承認を得る。

(委員長、副委員長、及び委員の選任)

第15条 委員長及び副委員長は、チーフディレクターが委嘱し、各委員は委員長が会員の中から選任する。

(委員の任期等)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、又は増員によって就任した委員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(顧問)

第17条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、チーフディレクターが委嘱し、必要に応じ諮問に応じる。

(指導者)

第18条 指導者は、総会の決議を経て、「指導者&スポーツボランティアバンク」に登録された者とする。

- 2 指導者は、当法人の研修会等に積極的に参加しなければならない。
- 3 指導者に、当法人の目的に反する行為があった場合は、総会の議決をもって除名することができる。

(職員)

第19条 この法人に、クラブマネージャー（CM）・職員を置く。

- 2 クラブマネージャーは、本クラブの業務を処理するとともに、充実したクラブライフを提供できるよう努める。
- 3 職員は、チーフディレクターが任免する。

【 第5章 総会、スタッフミーティング及びクラブミーティング 】

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会、及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、プロジェクトスタッフをもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任及び解任、職務、報酬
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、役員が必要と認め招集の請求をしたときに開催する。

(招集)

第24条 総会は、チーフディレクターが招集する。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、プロジェクトスタッフ総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(スタッフミーティング)

第29条 当法人は円滑な運営を行うため、原則として毎月スタッフミーティングを開催する。

- 2 スタッフミーティングの出席者は次の者とする。

- (1) プロジェクトスタッフ。
- (2) チーフディレクターが必要と認められた者。

(クラブミーティング)

第30条 当法人は会員の意見を反映するため、年1回以上、クラブミーティングを開催する。

- 2 クラブミーティングの出席者は、次の者とする。ただし、会員であること。

- (1) プロジェクトスタッフ
- (2) 体育協会代表(各種目協会代表を含む)
- (3) スポーツ少年団代表(各単位団代表を含む)
- (4) スポーツサークル代表
- (5) 各小中学校代表

(6) 上記のほかの一般会員

【 第6章 事業及び収支 】

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、チーフディレクターは、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定)

第33条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第34条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【 第7章 雑則 】

(事故の責任)

第37条 会員は、当法人管轄下の活動においては、当法人の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに反して盗難、傷害等の事故が起きても当法人及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第38条 会員は、スポーツ活動に対応する保険に加入しなければならない。

(破損の措置)

第39条 使用施設・設備等を破損させ施設管理責任者に損害を与えた場合は、使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとする。ただし、適正な使用において生じた破損については、使用者は速やかに当法人と連絡をとり、その都度協議し、対策をとるものとする。

(細則)

第40条 定款及び本規則に定めのない事項及び運営上必要な事項は、総会の議決によって定める。

(規則の変更)

第41条 本規則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。